

令和8年度 西区認知症あんしん検診業務
受託者選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は本市が実施する西区認知症あんしん検診業務委託を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

西区認知症あんしん検診業務

(2) 業務内容

別紙「西区認知症あんしん検診業務委託仕様書」（以下、仕様書）のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 施行予定額（上限額）

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業者審査方式

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 新潟市内に主たる拠点を有し、認知症検査を実施している医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 仕様書に基づく要件に対応できるものであること。
- (4) 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 国、県、市に納めるべき税金の滞納がないこと。

6 スケジュール

内容	実施日
公募開始（市ホームページに掲載）	令和8年6月11日（木）
質問書締切	令和8年6月17日（水）
質問回答	令和8年6月19日（金）
参加表明書提出期限	令和8年6月23日（火）
参加資格確認結果通知および プレゼンテーション実施日程通知	令和8年6月25日（木）

提案書提出期限	令和8年6月26日（金）
プレゼンテーション	令和8年7月 2日（木）
選定結果通知	令和8年7月 8日（水）までに発送

7 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

令和8年6月23日（火）17時までに以下「(2) 提出書類」を持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(2) 提出書類

アからウを提出すること。

ア 令和8年度 西区認知症あんしん検診業務受託者選定プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式2）

ウ 新潟市税の納税証明書（市入札用）

(3) 参加資格確認結果通知の送付

(1) により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和8年6月25日（木）までに参加決定の可否についてメールで通知する。

8 質問及び回答

提案書等を作成するにあたり、質問がある者は質問書を提出することができる（様式任意）。電話や窓口での口頭による質問受付は行わない。

(1) 提出期限：令和8年6月17日（水） 17時

(2) 提出方法：E-mail、郵送、FAX、持参のいずれか

(3) 回答方法：令和8年6月19日（金）までに質問者に回答を送付及び新潟市ホームページに掲載

9 提案書の提出

(1) 提案書の作成

ア 仕様書に基づき、考え得る最適な方策を提案書等により提案するものとする。

イ 提案書は自由書式により作成するものとする。

ウ 提案は1者につき1件とする。

エ 提案書等に記載された内容については、提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類：・事業計画書（任意様式）

・入札（見積）書（様式3）

*消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること

- (2) 提出部数：1部
- (4) 提出期限：令和8年6月26日（金）17時必着
- (5) 提出方法：持参、郵送のいずれか

10 プレゼンテーション

- (1) 実施日程通知
令和8年6月25日（木）（担当者宛に電子メールにて通知）
- (2) プレゼンテーション開催日（予定）
令和8年7月2日（木）
- (3) プレゼンテーション開催場所
坂井輪健康センター 3階大会議室（西区役所隣接）
- (4) 出席者
応募者事業者の代表者もしくはその代理人4名以内
- (5) 審査時間
1業者あたり30分（提案20分、質疑10分）を予定している。
- (6) その他
 - ア プレゼンテーションの資料は、本市に提出した提案書と別に作成したプレゼンテーション用の資料の使用を可能とする。ただし、提案書に記載の内容と異なることは認めない。（明らかな若しくは軽微な修正の場合はこの限りではない。）
 - イ 提案書とは別に作成したプレゼンテーション用の資料を使用する場合は、6月26日（金）までに「15 各種書類提出先」に記載のメールアドレスへ、プレゼンテーション用資料を送付すること。
 - ウ プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。
 - エ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してよい。
 - オ 本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。
 - カ プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

11 プロポーザル選定委員会の設置

- (1) 委託候補者等の選定は、西区認知症あんしん検診業務委託候補者選定委員会設置要綱に定める選定委員会が行うものとする。
- (2) 評価基準
選定委員会における提案書の評価は「別紙_評価基準」に基づき行うものとする。

12 委託候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに本市に参加申し込みを

し、参加資格を有すると認められた者の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

- (2) 参加者は、指定期日までに本市に提案書等を提出したのち、委託候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「委託候補者」として選定する。なお、総合評価点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。提案評価点の6割に満たない者は、委託候補者等に選定しない。また提案者が1者のみだった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者を委託候補者とする。
- (4) 本市と委託候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 審査結果の通知は、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。最優秀提案者については事業者名称・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみ公表する。
なお、審査結果に関する問い合わせは一切受け付けないものとする。

1.3 契約締結に向けての協議

- (1) 仕様等の確定について
本市は、契約締結に向けて、委託候補者と協議を行うが、委託候補者の選定をもって委託候補者の提案書等に記載された全内容を承認するものでない。
協議において、必要な範囲内において提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。
- (2) 契約金額について
契約金額は原則として、提案時に提出した見積金額を超えないこととし、提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。
- (3) 再委託の禁止
受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。
ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 契約書について
新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第31条に定めるところにより作成する。
- (5) 契約保証金について
新潟市契約規則第34条に定めるところとする。

1.4 その他

- (1) 次のいずれかに該当したものは失格とする。
 - ア 「5 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
 - イ 提案書提出期限を過ぎて各書類を提出した者

- ウ 選定委員または事務局に不正な接触を行った者
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした者
 - オ 委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は複製する場合がある。

15 各種書類提出先

新潟市西区健康福祉課 健康増進担当

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所1階14番窓口

FAX：025-264-7433

E-mail：kenko.w@city.niigata.lg.jp

担当：笹岡、清水

別紙 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
1 運営体制	(1)実績・経験	認知症診療の実績や認知症あんしん検診の履行実績などから、適切に業務を遂行し、成果を上げることができる能力があることが見込まれるか	20
	(2)進行管理	業務内容に対して、的確な人材配置が行われており、事業の進捗管理を適切に行うことができるか	10
2 提案内容	(1)有効性	業務の趣旨を十分に理解し、目的の達成につながる効果的かつ実現性のある提案となっているか	30
	(2)具体性	目的の達成に向けての取組事項が具体的かつ妥当な提案となっているか	30
	(3)独自性	創意工夫がみられ、目的の達成につながる独自性のある提案となっているか	30
	(4)効率性	効果的・効率的な取り組みの提案となっているか	15
3 価格	(1)見積額	費用対効果の観点から優れているか	15
合計点			150

合計点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、同数のときは、委員長が決定する。